



令和7年度

山梨県調理師試験のお知らせ

願書受付 郵送不可

期日	令和7年6月9日（月）から6月13日（金）まで
時間	午前は9時から正午まで、午後は1時から4時まで
場所	<p>(1) 甲府市以外の県内在住の受験者：住所地を管轄する保健福祉事務所健康支援課</p> <p>中北保健所(韮崎市本町 4-2-4 北巨摩合同庁舎 1階 電話 0551-23-3073) 峡東保健所(山梨市下井尻 126-1 東山梨合同庁舎 1階 電話 0553-20-2753) 峡南保健所(南巨摩郡富士川町 771-2 南巨摩合同庁舎 1階 電話 0556-22-8155) 富士・東部保健所(富士吉田市上吉田 1-2-5 富士吉田合同庁舎 1階 電話 0555-24-9034)</p> <p>(2) 甲府市在住の受験者：甲府市健康支援センター 医務感染症課 甲府市相生二丁目 17-1 南庁舎 電話 055-242-6180</p> <p>(3) 県外在住の受験者：山梨県福祉保健部健康増進課健康企画担当 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6-1 県庁本館1階 電話 055-223-1493</p>

試験

期日	令和7年10月25日（土） （予備日※：令和7年12月13日（土））
時間	集合：13時00分までにはご着席ください。開場：12時 試験：13時30分から15時30分まで
場所	かいてらす（山梨県地場産業センター） 甲府市東光寺3-13-25 （予備日：山梨県防災新館 甲府市丸の内1-6-1） 予備日での実施となった場合は、会場が山梨県防災新館となりますので、ご注意ください。
試験科目	1.公衆衛生学 2.食品学 3.栄養学 4.食品衛生学 5.調理理論 6.食文化概論

※予備日については、災害等により当初の試験日時に試験の実施が困難になった場合に、試験を実施するため設けられています。個人の都合によって予備日に受験することはできません。

合格者の発表

期日	令和7年12月12日（金）午前10時 （予備日に試験実施の場合 令和8年2月9日（月）午前10時）
場所	県庁掲示板（スクランブル交差点際）、県内各保健福祉事務所、甲府市健康支援センター掲示板

- ・ 合格通知書は、合格発表の日に合格者に発送します。
- ・ 合格者の受験番号を山梨県及び公益社団法人調理技術技能センターのホームページに掲載します。
- ・ 試験の結果について、電話・はがき等による問い合わせは受け付けません。
- ・ 試験会場付近での合否通知等の勧誘は、本県とは一切関係ありません。

合 否 基 準

原則として、全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とします。ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とします。

試験事務の委任

調理師法第3条の2第2項に基づき、試験事務の一部（試験問題の作成、試験の運営、採点・合否判定、合格通知）を指定試験機関（公益社団法人調理技術技能センター）に委任します。

試験結果の開示

受験者本人は、合格発表の日から1ヶ月間（閉庁日を除く午前8時30分から午後4時）試験の科目別得点及び総合得点について、簡易な手続により提供の申出を行うことができます。

希望者は、受験通知書及び身分証明書等受験者本人であることが確認できるものを持参のうえ、山梨県福祉保健部健康増進課にお越しください。

試験の問題及び解答の公表

合格発表の日に、公益社団法人調理技術技能センターのホームページ (http://www.chouri-ggc.or.jp/09_chourishi.htm) にて公表します。

試験会場への経路（かいてらす ホームページ掲載資料より）

お車でのお越しも可能ですが、会場の駐車場の台数には限りがあるため、駐車場に停められない可能性もありますので、公共交通機関等をできる限りご利用ください。なお、駐車場に停められない・盗難・事故等のトラブルには一切責任を負いかねますのでご了承ください。



電車でお越しの場合	<ul style="list-style-type: none">・JR 中央線甲府駅北口よりタクシーで約 10 分・JR 中央線酒折駅から徒歩約 15 分・JR 身延線善光寺駅から徒歩約 15 分
バスでお越しの場合	<ul style="list-style-type: none">・甲府駅北口 2 番乗り場より、県立科学館行きバスにて約 10 分 ※時刻表は山梨交通ホームページ (http://yamanashikotsu.co.jp/route_bus/) でご確認ください。

予備日実施の試験会場への経路



来場時の注意事項

- ・ お車での来場はできません。公共交通機関をご利用ください。
- ・ 防災新館 1 階（やまなしプラザ）からの入場はできません。噴水広場側の入り口から入場してください。

※予備日になった場合の会場の変更や複数会場での実施となる場合には、受験通知書送付に併せて御連絡するとともに、健康増進課ホームページにてお知らせします。

注 意

- 郵送での願書受け付けはしません。原則として本人が持参してください。
- 不備がある場合は受け付けません。受験者の方はこの「[調理師試験のお知らせ](#)」及び「[調理業務従事証明書](#)」の記入上の注意をよく読み、書類に不備がないかをよく確認し、願書受付期間の日程どおり出願してください。
- 提出書類は黒のボールペン又はペンで記入してください。
※いわゆる「消せるボールペン」は不可。
- 受験通知書は、10月上旬に願書提出時に記載した住所宛てに発送します。**10月10日（金）まで**に受験通知書が届かない場合は、山梨県福祉保健部健康増進課（電話 055-223-1493）まで連絡をしてください。
- 受験の申込にあたって虚偽又は不正があった場合や受験中の不正行為が判明した場合には、受験を無効とします。また、合格通知書の発送後にこれらのことが判明した場合は、合格を取消します。
- 願書受付後であっても、書類に不備が見つかった場合は、受験者又は証明者に対して、書類の補正や追加書類の提出を求める場合があります。
- その他、試験について不明な点や詳細は、最寄りの保健福祉事務所健康支援課、甲府市健康支援センター医務感染症課又は山梨県福祉保健部健康増進課にお問い合わせください。
（閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分）

【受験資格】

1. 学 歴

- (1) 中学校卒業以上の者
- (2) 上記と同等以上の学力があると認められる者
 - ア 旧制国民学校高等科を卒業した者及び旧制中等学校2年の課程を修了した者
 - イ 学校教育法による各種学校として認可されている外国人学校の中等部を修了した者
 - ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了していない者、または、修了しているが当該学校の廃止等により卒業（修了）証明書を取得できない者

* 上記イとウに該当する方は、事前に都道府県知事の学力認定の申請が必要となります。認定の申請には、書類の取得に時間がかかる場合がありますので、該当する方は至急、山梨県福祉保健部健康増進課までお問い合わせください。

2. 調理業務従事歴

1. のいずれかの学歴終了後、調理師法施行規則第4条に規定する次の(ア)の施設又は(イ)、(ウ)、(エ)の営業施設で専ら調理業務に2年以上従事していること。(試験日までの見込みの期間ではありません。証明を作成した日までに要件を満たすこと。現在、調理に従事していなくても、過去に2年間以上の調理業務従事歴があり、調理業務従事証明書を提出することができれば受験可能です。)

- ※ 連続する長期休暇(学校の夏休みなど)を除いて、従事期間の合計が2年間以上必要です。期間を隔てて従事した場合、調理業務従事証明書内訳書(別紙様式3-1)をあわせて提出してください。
- ※ 一つの勤務先における従事期間が2年未満の場合は、合計して2年以上になるように別の勤務先の調理業務従事証明書も提出してください。

(ア) 給食施設	寄宿舎、学校、病院、事業所等多数人に対して、継続して1回20食以上、又は1日50食以上を調理し、提供している施設	
(イ) 飲食店営業	一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、レストランその他食品を調理し設備を設けて客に飲食させる営業	食品衛生法の営業許可のある施設であること
(ウ) 魚介類販売業	店舗を設けて魚介類を販売する営業をいい、魚介類をそのまま加工せずに販売する営業及びせり売営業は含まれない	
(エ) そうざい製造業・複合型そうざい製造業	煮物、揚げ物等を製造する営業をいい、食肉製品製造業、魚肉ねり製品製造業、豆腐製造業は含まれない	

※ 外国及び国内の調理師法の法外施設で調理業務に従事することや、学校や料理教室等で調理実習指導に従事することは、受験資格としての調理業務に従事したものと認められません。

※ 喫茶店営業（設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業）は、調理業務従事施設として認められません。（飲食店営業等において担当している業務が同程度の内容である場合を含む。）

■注意■ 調理業務従事歴に該当しない期間

上記の(ア)～(エ)の施設で仕事をしている場合でも、次の①～⑦の場合は、調理の業務に従事した期間とは認められません。

- ① 連続する長期休暇の期間(学校の夏休みや、新型コロナウイルス感染症に伴う休業などで概ね1ヶ月以上の休暇)
- ② 直接調理に関係しない業務(調理品の運搬・配達、食器洗浄、接客等)を主たる業務として従事した期間
- ③ 製菓・製パン、ドリンク調製を主たる業務として従事した期間
- ④ アルバイト、パート等で調理の業務に従事した期間
- ※ ただし、**1日6時間以上で、かつ週4日以上(平均や週当たりの合計時間数ではなく、両方の条件を満たす必要あり)勤務している場合は除く。**
- ⑤ 栄養士、保育士、看護師等の職種としてその主たる業務に付随して調理の業務に従事した期間
- ⑥ 施設における本来の喫食者向けの料理を調理せずに、研修等として調理の業務に従事した期間
- ⑦ 高校在学期間中(定時制・通信制を除く)に調理の業務に従事した期間

【願書受付提出書類等】

次の書類等に不備がある場合は、受け付けません。太字下線のものは全員必要です。

1. 調理師試験受験願書 (別紙様式1)	黒のボールペン又はペンで、 <u>専用の用紙の枠内に受験者本人</u> が記入してください。消せるボールペンは不可。
2. 履歴書 (別紙様式2)	
3. 写真 (撮影後6か月以内のもの)	大きさは縦4.5cm×横3.5cmで、正面向き、脱帽、上半身像、背景無地で、顔がはっきりと写っているもの。裏面に氏名、生年月日を記入して「別紙様式4 調理師試験受験通知書」に貼り付けてください。(スナップ写真は不可、白黒、カラーのどちらでも良い)
4. 中学校以上の卒業証書 又は卒業証明書 ※ 卒業証書の場合、原本(確認後返却します)と写し	中学校、高等学校、専修学校の高等課程又は専門課程、短期大学、大学のいずれかのものを持参してください。 ※日本語以外で記載された卒業証明書もしくは卒業証書を提出する場合は、日本語に訳したものを別途提出してください。 ※卒業証書がない場合は、卒業した学校か教育委員会にお問い合わせいただき、卒業証明書の発行を受けてください。
5. 戸籍抄本(又は謄本) (発行後6か月以内のもの) ※ 原本(確認後返却します)	<u>卒業証書(卒業証明書)の「氏名」が現在の氏名と異なる場合は</u> 、従前戸籍等により、 <u>変更事項が確認できる戸籍抄本(又は謄本)</u> を持参してください。 ※戸籍抄本(謄本)で変更事項を確認できない場合は除籍抄本・改製原戸籍抄本等を提出してください。
6. 都道府県知事の学力認定書	お知らせP5の1.(2)イまたはウに該当する方のみ必要です。 ※ <u>事前に山梨県福祉保健部健康増進課(055-223-1493)</u> にお問い合わせください。
7. 調理業務従事証明書 (別紙様式3) ※ 山梨県の <u>今年度試験用の指定様式</u> を使用すること	<u>施設長(注)が証明すること。受験者は記入できません。</u> ※記入方法は「調理業務従事証明書」の記入上の注意をよく読み、記入してください。消せるボールペンは不可。 ※ <u>同一施設に期間を隔てて従事した場合、調理業務従事証明書内訳書(別紙様式3-1)をあわせて提出すること。</u> ※施設長とは、【受験資格】2で示した施設の店長(正規職員である支店長)、社長、代表取締役、学校長、福祉施設長、保育園長、理事長、病院長、事業所長、支配人等を指します。
8. 証明者の印鑑登録証明書 (発行後3か月以内のもの)	「調理業務従事証明書」の証明者が、 <u>所属する会社名と役職名が印影から確認できない登記印</u> を使用する場合や、 <u>個人の実印で証明する場合は、提出してください。</u> (「調理業務従事証明書」の記入上の注意【記入手順】10参照)
9. 食品営業許可指令書(食品営業許可証)の写し	※ <u>県外の飲食店関係営業施設で調理業務に従事した場合は</u> 、6. 調理業務従事証明書に記載された営業施設を所管する保健所長が発行した食品営業許可指令書(食品営業許可証)の写しを提出してください。
10. 調理師試験受験通知書 (別紙様式4)	「※」印の部分のみ記入し、切り取らずに提出してください。 消せるボールペンは不可。
11. 受験手数料	6,100円 (山梨県収入証紙) ※山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本・支店(県内はライフスクエア甲府支店を除く、 <u>県外は東京支店及び新宿支店に限る</u>)の他、県の各保健福祉事務所内の食品衛生協会でも取り扱っています。 ※一度納入された手数料は、 <u>受験申し込みを取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しません。</u> (災害等による延期・中止の場合を除く)

➤ 令和6年度山梨県調理師試験受験通知書を有する方は、当該通知書を提出することにより、上記4、6、7を省略することができます。なお、令和6年度の受験票と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本(発行後6ヶ月以内)を添付してください。